

掛川市条例第46号

掛川市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月24日

掛川市長

(別紙)

掛川市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例

掛川市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成17年掛川市条例第77号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第30条の44第8項の規定に基づき、住民基本台帳カード（以下「カード」という。）の利用目的、利用手続等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 証明専用端末機 市が設置する端末機で、<u>市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続したものをいう。</u></p> <p>(2) 多機能端末機 民間事業者が設置する端末機で、市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続したもの（独自利用カードを使用することにより自動で証明書等を交付する機能を有するものに限る。）をいう。</p> <p>(3) 独自利用カード <u>第6条の規定により必要な情報を記録されたカード</u>をいう。</p> <p style="text-align: center;">(利用目的)</p> <p>第3条 <u>法第30条の44第8項</u>の条例に規定する目的は、<u>証明専用端末機又は多機能端末機</u>を利用して、次に掲げる証明書等を交付するサービス（以下「独自利用サービス」という。）を提供す</p>	<p style="text-align: center;">(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）第20条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第19条の規定による改正前の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「旧法」という。）第30条の44第12項の規定に基づき、住民基本台帳カードの利用に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 多機能端末機 民間事業者が設置する端末機で、市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続したもの（独自利用カードを使用することにより自動で証明書等を交付する機能を有するものに限る。）をいう。</p> <p>(2) 独自利用カード <u>次条の独自利用サービスを提供するために必要な情報を記録された住民基本台帳カード</u>をいう。</p> <p style="text-align: center;">(利用目的)</p> <p>第3条 <u>旧法第30条の44第12項</u>の条例に規定する目的は、多機能端末機を利用して、次に掲げる証明書等を交付するサービス（以下「独自利用サービス」という。）を提供することとする。</p>

ることとする。

(1) 法第12条第1項の住民票の写し

(2) (略)

(利用の申請)

第4条 独自利用サービスの提供を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(申請の確認)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、申請者が本人であること又は当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認しなければならない。

(利用登録等)

第6条 市長は、前条の規定により申請者が本人であること又は当該申請等が本人の意思に基づくものであることを確認したときは、当該申請に係るデータ処理を行うために必要なプログラムその他必要な情報をカードに記録するものとする。

(独自利用サービスによる特例)

第7条 この条例に基づき提供を受けた独自利用サービスで、他の条例、規則その他規程(以下「他の条例等」という。)に相当する規定があるものは、当該他の条例等によりしたものとみなす。

(関係者に対する質問等)

第8条 市長は、独自利用カードに関する事務に関し必要があると認めるときは、関係者に対して質問し、又は調査することができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(1) 住民基本台帳法第12条第1項の住民票の写し

(2) (略)

(独自利用サービスによる特例)

第4条 この条例に基づき提供を受けた独自利用サービスで、他の条例及び規則(以下「他の条例等」という。)に相当する規定があるものは、当該他の条例等によりしたものとみなす。

(独自利用カードの暗証番号)

第5条 利用者は、独自利用サービスの提供を受けようとするときは、多機能端末機に独自利用カードを挿入し、入力装置に独自利用サービスごとに設定した暗証番号を入力しなければならない。

(関係者に対する質問等)

第6条 市長は、独自利用カードに関する事務に関し必要があると認めるときは、関係者に対して質問し、又は調査することができる。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。